

(参加仕様書)

令和4年度台湾インバウンド誘客事業（台湾における三重県フェア展開事業）業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託事業の目的

台湾で大勢の集客が期待できる百貨店等において、三重県の観光物産展を開催することで、県産品の認知向上および販路開拓を支援するとともに、コロナ収束後の三重県への観光誘客を推進する。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名 令和4年度台湾インバウンド誘客事業（台湾における三重県フェア展開事業）業務委託事業

(2) 委託期間 契約日から令和5年2月28日（火）まで

(3) 委託業務内容

<台湾（台北市）における三重県フェアの企画運営>

(1) 三重県フェアの企画運営

- ・大勢の集客が期待できる百貨店等において、三重県への集客を促進する観光ブースの設置や体験イベントを実施するとともに、三重県産品を販売するフェアを実施すること（出展事業者は、10者程度を想定）
- ・体験イベント等の内容は、県と調整のうえ決定すること
- ・フェアに必要な什器等を手配すること
- ・効果的な集客を行うため、フェア開催時に、消費者の購買意欲を高めるキャンペーン等を実施すること

(2) 出品物の発送・保管等

- ・県が公募等により募った出展事業者の商品について、日本国内で一括して集積した後、台湾への輸送、フェア終了までの保管管理を行うこと
- ・フェア期間中に売れ残った商品について、可能な範囲で利活用の方法を検討すること

(3) 販売支援員の手配

- ・出展事業者が渡航し、直接販売を行うことを想定しているが、日本語でコミュニケーションがとれる販売支援員を5名以上手配すること

(4) フェアの周知等

- ・WEB、SNS、アプリや販促物（チラシ、ポスター）等の活用により、広く消費者に周知すること

(5) コロナ対策

- ・台湾当局が指定（推奨）する新型コロナウイルス感染防止対策を十分に実施すること

(6) フェア終了後の対応

- ・フェア開催の量販店において、継続的な販路の構築につなげられるよう、可能な範囲で調整に努めること

※記載のない事項については、県と協議のうえ決定することとする。

3 業務実施上の条件

- (1) 業務の執行にあたり、中部国際空港利用促進協議会（以下、協議会という）（事務局である三重県）及び関係機関との連携を密にすること。
- (2) 必要に応じて来県し、協議会（事務局である三重県）との打合せを行うとともに、電話や Web 等のオンライン上でも柔軟に対応できること。
- (3) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (4) 業務上の成果品に係る著作権は、協議会（事務局である三重県）に帰属することとする。受託者に著作権が留保される場合であっても、協議会（事務局である三重県）が、業務遂行に必要な限りにおいて、自由に成果品を利用できることとする。
- (5) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、プロモーション費、事務所および会場使用料、輸出コンテナの借り上げ料、輸出に関する手数料、消耗品費等）の一切を含むこと。
- (6) 疫病、食中毒、暴風、豪雪、洪水、地震、火災、暴動、その他委託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により、三重県フェアの開催を開催日前に中止とした場合、発生するキャンセル料や委託料については双方協議のうえ決定することとする。なお、上記の理由により、業務の運営が困難になった場合に、受託者に損害が生じても、委託者はその損害賠償責任を負わないものとする。

4 協議会への報告等

業務報告書

委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載すること。記載内容には、以下の内容を織り込むこととする。

- ・ 三重県フェアの実績（およその来場者数、売上実績、情報発信・観光 PR の効果など）
- ・ 参加事業者に行ったアンケート結果
- ・ 来場者に行ったアンケート結果
- ・ 中部国際空港利用促進への効果

【提出時期】：令和 5 年 2 月 21 日（火）までに提出すること。

【提出方法】：書面及び電子データ（メール）で提出すること。

【注 意】：様式例及び記載内容については別途指示する。

5 契約上限額

2, 996, 202 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加資格

単独企業、共同企業体（自主結成とします。）による企画提案コンペとし、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げるものでないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規定を遵守し、仕様書等に基づき適正な提案を行うこと。
- (7) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行すること。
- (8) 申請書及び添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾すること。
- (9) 業務の円滑な推進に必要な連絡調整が行える者を1名以上確保すること。

7 企画提案コンペの実施方法

(1) 企画提案への参加意思表示

企画提案への参加を希望する者は、次のとおり申込みを行うこと。

① 様式及び内容

別紙様式1「企画提案コンペ参加表明書」のとおり。

② 提出期限

令和4年10月7日（金）17時まで

③ 提出方法

電子メールにて提出すること。

なお、提出にあたっては、必ず電話にて到着を確認すること。

④ 提出先

【電子メール】 export@pref.mie.lg.jp

中部国際空港利用促進協議会 事務局

三重県雇用経済部県産品振興課 植村、菊本あて

メールタイトルに「令和4年度台湾インバウンド誘客事業（台湾における三重県フェア展開事業）業務委託企画提案コンペ参加表明書の送付」と明記し、送信すること。

(2) 質問の受付及び回答

① 質問期間

令和4年10月5日（水）12時まで

② 質問方法

FAX又は電子メールにより、文書で下記14の担当部局連絡先まで送付するものとする。

その際、所属、氏名、連絡先を明記し送付するとともに、送付後、必ず電話にてそ

の着信を確認すること。

③ 回答方法

令和4年10月6日（木）17時までに、三重県のホームページに掲載する。

(3) 企画提案資料の提出

① 提出を求める企画提案資料

以下のア)、イ)、ウ)、エ)、オ)及びカ) その他添付資料（必要な場合）を1セットとし、9部（正本1部、副本8部）を持参又は郵送により提出する。提出書類の書式は任意とする。

なお、郵送の場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

ア) 企画提案資料（次の項目を必ず明記すること）

- ・三重県フェアの企画案
- ・体験イベントの企画案
- ・キャンペーンの企画案
- ・出品物の輸送方法
- ・情報発信の企画案
- ・観光ブースの企画案

イ) 海外でのフェア実施等の実績

（次の項目を必ず明記すること）

- ・これまでに取り組んできた台湾をはじめとする東アジア、東南アジアでの地方自治体と連携した地域食材 PR の実績

ウ) 業務執行体制（次の項目を必ず明記すること）

- ・業務執行体制図
- ・事務所所在地、連絡調整者氏名、連絡調整者の履歴

エ) 見積書（業務に係る必要経費が確認できる積算根拠を明示すること。また、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を除き計上すること。）

オ) 業務実施スケジュール

カ) 参考資料

- ・その他、企画提案に関する有効な資料

② 提出期限

令和4年10月11日（火）12時まで ※郵送の場合は、必着のこと。

③ 企画提案資料提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

中部国際空港利用促進協議会 事務局

三重県雇用経済部県産品振興課 植村・菊本・中山あて

(4) 書類審査の実施

提出された企画提案資料の書類審査を行います。書類審査の結果については、令和4年10月12日（水）に電子メールにて通知します。

なお、申込数が6件に満たない場合は、書面審査を省略します。

(5) プレゼンテーションの実施

①実施日・場所 令和4年10月13日(木)午後 WEB会議

プレゼンテーションの可否及び実施日時については、令和4年10月12日(水)以降に、企画提案資料に記載の連絡先に電子メール等で連絡します。プレゼンテーションの実施日・開催場所については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。提案者によるプレゼンテーションの実施については、WEB会議システムを活用して行います。

②説明方法

説明は、提出いただいた企画提案資料及び見積書によるものとします。WEB会議システムにおける画面共有機能は使用しないでください。

(6) 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案資料に記載された内容をもとに、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

①企画性

提案の内容は仕様等に合致し、かつ具体的に記述しているか。また、県産品の販路拡大につながる提案となっているか。

②独自性

独自のアイデアが盛り込まれ、インパクトのある内容となっているか。

③専門性

過去に台湾など東アジア・東南アジアでの地方自治体と連携した地域食材のPR実績があり、本業務を行うために必要な知識と経験を有しているか。

④経済性

費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。

⑤業務推進体制

十分な業務受託体制となっているか。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知します。

(8) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議の上、委託契約を締結する。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結には、下記の書類が1部ずつ必要となる。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額がないことの証明用)(有料)」(所管税務署が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの)の写し

・・・1部

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県

の県税事務所が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの（無料）の写し・・・1部
(3) 契約保証金が免除できる場合にあつては、過去3年間における今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績がわかる資料・・・1部

※(1)、(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（第3号様式）を提出（FAX又はメール可）してください。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、中部国際空港利用促進協議会事務局（三重県雇用経済部県産品振興課）において示す。

(2) 契約時に契約保証金を納付すること。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、契約の相手方が過去三年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であつて、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。

ただし、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出すること。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、中部国際空港利用促進協議会事務局（三重県雇用経済部県産品振興課）において行う。

10 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

13 その他

- (1) 企画提案資料の作成に必要な費用については、各提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった各提案書については返還しない。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外へ渡航できないなど委託業務の内容に変更が生じる場合は、協議会と協議するとともに、内容によっては委託料を減額する場合がある。

14 担当部局連絡先

中部国際空港利用促進協議会 事務局

三重県雇用経済部 県産品振興課 担当：植村、菊本、中山

電 話：059-224-2336 FAX：059-224-3024

電子メール：export@pref.mie.lg.jp